基本の提出書類		記入例 （HP 掲載）	備　考
1	被扶養者申告書（認定）	○	
2	扶養事実申立書Ⅰ及びⅡ	○	認定対象者が所得のない 18 歳未満の子（扶養手当有と証明された者）のときは提出不要。
3	（認定対象者の）世帯全員の所得証明書 ※30 も参照のこと	－	認定対象者が所得のない 18 歳未満の子（扶養手当有と証明された者）のときは提出不要。 ※認定対象者が組合員の配偶者のときは、配偶者本人の所得証明書。（全世帯は不要）
4	（認定対象者の）世帯全員の住民票 ※続柄表示のあるもの	－	※個人番号で確認できる場合は省略可としますが、確認に時間を要する場合があります。そのため、所属所へ提出があった場合は、写しを共済組合へご提出くださいますようご協力お願いいたします。
5	組合員との続柄が確認できる書類 （戸籍謄本、母子手帳の出生届済証明等）	－	扶養手当のない者で、他の添付書類で続柄が確認できない者。
6	直前に加入していた 健康保険の資格喪失証明書 （出生による認定を除く）	－	※居住地の国民健康保険に加入していた場合は省略可。 ※被扶養者のつけかえの場合で、扶養者の双方が当共済組合の組合員の場合は提出不要。
	福祉医療該当・非該当報告書	○	18歳以下の者は認定時に共済組合が調査。19歳以上で重度心身障害等に該当の場合は提出。
国民年金第３号被保険者の手続き （20 歳以上 60 歳未満の配偶者のみ）		記入例 （HP 掲載）	備　考
7	国民年金第３号被保険者関係届	○	※任意継続組合員の被扶養者は該当とならないため提出不要。
8	基礎年金番号が確認できる書類 （マイナンバーを記入した場合も必要）	－	
9	（第３号用）被扶養者申告書 ※共済組合の独自の書式で、通常は提出不要	○	被扶養者認定日と第３号被保険者資格取得日が相違する場合のみ必要。

認定の事由		提出書類等
10	出生（出生の証明を受けた場合に限る）	母子手帳の出生届済証明（保護者欄に組合員名が記入されており、かつ証明を受けたもの）の頁。 または出生日及び組合員との続柄がわかる証明書（住民票）等。
11	婚姻（婚姻の届出を行う予定の内縁も含む）	・婚姻日の確認できる書類（戸籍謄本、受理証明等）。 ・内縁の場合はそれぞれの戸籍謄本、住民票。
12	離職	離職日の確認できる書類（写）。
13	給与所得の減少	変更後の労働条件等証明書(注)、雇用通知書（写）等。
14	年金所得の減少	最新の年金額が確認できる書類（写）。※振込通知、決定通知等。
15	事業等所得の減少 （個人事業の廃止を含む）	・確定申告書及び収支内訳書等（写）。 ・廃止の場合は廃業届（写）。
16	失業給付受給終了	雇用保険受給者証（写）。※「支給終了」と記載があるもの。
17	休業給付受給終了	受給終了日が確認できる書類（写）。※当該健康保険者等発行のもの。
18	養子縁組	養子縁組が確認できる書類。
19	その他	事由発生日が確認できる書類。

認定対象者の状況			提出書類等
20	無収入の者		３で提出した所得証明書で、認定対象者の収入があると証明されている場合は、その収入が現在は無いことがわかる書類。
21	18 歳以上の学生		・在学証明書又は学生証の写し（有効であることが確認出来る物）。 ・入学前の場合は、入学許可証等（写）。
22	給与所得がある者		・労働条件等証明書等（注）。 ・業務委託等の場合は、委託契約書等（写）及び給与等の支払証明
23	年金所得がある者		最新の年金額が確認できる書類（写）。 ※認定対象者に年金の受給権が発生することが見込まれる場合は、年金額が決定される（試算書等で額が確認できる）まで認定されません。
24	事業等所得がある者		確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書も必要）等（写） ※税務署が受け付けた事実及び受付日が確認できるものの写しが必要です。 ①　ｅ-Ｔａｘにより申告を行った場合は、受信日が確認できる画面を印刷したもの及び受信データ（申告書等）の帳票出力したもの ②　書面で申告を行った場合は、ｅ-Ｔａｘの申告書等情報取得サービスにより、税務署が保管する確定申告書等のＰＤＦファイルを出力したもの ③　上記以外の方法として、税務署へ開示請求を行って得ることができる確定申告書等
25	利子所得がある者		金額が確認できる書類。
26	株式等の譲渡所得がある者		・特定口座の場合は、特定口座年間取引報告書（写）。 ・その他の場合は、確定申告書及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（写）。※税務署の受付日が確認できるもの。
27	雇用保険がある者	受給中	雇用保険受給資格者証（写）。 ※基本手当日額及び受給状況が確認できる部分。
		待機中	雇用保険受給資格者証（写）。 ※基本手当日額及び待機期間が確認できる部分。
		延長中	・雇用保険受給資格者証（写）。 ※基本手当日額等が確認できるもの。 ・受給期間延長通知書（写）。
28	配偶者がいる者 （認定対象者が組合員の配偶者である場合を除く）		認定対象者の配偶者の所得証明書及び収入がわかる書類。 例・認定対象者が組合員の母の場合、母の配偶者（父等）の書類が必要。
29	扶養手当のない者が、組合員と別居している場合		・組合員の所得証明書。 ・他の扶養義務者（認定対象者の配偶者、親、子、兄弟姉妹等）の所得証明書。 ※組合員が主たる生計維持者であるかを確認するため、組合員及び他の扶養義務者の所得を比較します。 組合員より他の扶養義務者の所得が多い場合は、原則として組合員の被扶養者として認定されません。
30	同居が要件の者で、施設等に入所している者		施設入所証明書等（写）。
31	別居の場合 （扶養手当の支給対象者及び学生を除く）		仕送りの事実が確認できる書類等（組合員名義で被扶養者の口座へ送金した事実が確認できる通帳の写し又は現金書留の写し） ※被扶養者の口座に関して、組合員及び被扶養者双方が通帳又はキャッシュカードを所持し、組合員が通帳入金している通帳の写しは、仕送りの事実が確認できる書類とは認めません。
32	その他		※共済組合が必要と認めた場合、その他の書類の提出が必要。

その他の注意事項

・認定対象者の事由や状況が複数の項目に該当する場合、それぞれの書類が必要です。

・証明書の一部（所得証明書、住民票、戸籍謄本等）は写しでも可としますが、必要に応じて原本提出を依頼する場合があります。

・写しの提出は、共済事務担当者が原本確認をしたものに限ります。（原本証明は不要）

・証明書等は、所属所受付日から３か月以内に発行されたものを有効とします。